

「平成28年版公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」の改定項目(平成28年6月30日の告示改正による)追補

頁	章	節	項	項名称	改定箇所	旧	新																						
50	6	3	1	コンクリートの材料	(a)セメント 表 6.3.1	<p>表 6.3.1 セメント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS R 5210</td> <td>ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5211</td> <td>高炉セメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5212</td> <td>シリカセメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5213</td> <td>フライアッシュセメント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 高炉セメント, シリカセメント, フライアッシュセメントを総称して混合セメントという。</p>	規格番号	規格名称	JIS R 5210	ポルトランドセメント	JIS R 5211	高炉セメント	JIS R 5212	シリカセメント	JIS R 5213	フライアッシュセメント	<p>表 6.3.1 セメント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS R 5210</td> <td>ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5211</td> <td>高炉セメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5212</td> <td>シリカセメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5213</td> <td>フライアッシュセメント</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5214</td> <td>エコセメント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>1. 高炉セメント, シリカセメント, フライアッシュセメントを総称して混合セメントという。</u> <u>2. エコセメントの種類は, 普通エコセメントとする。</u></p>	規格番号	規格名称	JIS R 5210	ポルトランドセメント	JIS R 5211	高炉セメント	JIS R 5212	シリカセメント	JIS R 5213	フライアッシュセメント	JIS R 5214	エコセメント
規格番号	規格名称																												
JIS R 5210	ポルトランドセメント																												
JIS R 5211	高炉セメント																												
JIS R 5212	シリカセメント																												
JIS R 5213	フライアッシュセメント																												
規格番号	規格名称																												
JIS R 5210	ポルトランドセメント																												
JIS R 5211	高炉セメント																												
JIS R 5212	シリカセメント																												
JIS R 5213	フライアッシュセメント																												
JIS R 5214	エコセメント																												
51	6	3	1	コンクリートの材料	(a)セメント (3)追加	—	(3) 普通エコセメントは, 1 節から 9 節まで, 12 節及び 14 節に適用する。																						
51	6	3	1	コンクリートの材料	(b)骨材 (1) (i)	(i) フェロニッケルスラグ細骨材, 銅スラグ細骨材, 電気炉酸化スラグ骨材及び再生骨材Hの使用は, 特記による。ただし, 再生骨材Hは, 建築基準法施行令第 138 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物に該当しない工作物並びに 14 節に適用する。	(i) フェロニッケルスラグ細骨材, 銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用は, 特記による。また, <u>普通エコセメントを使用するコンクリートに再生骨材Hを使用する場合は, 特記による。</u>																						
51	6	3	1	コンクリートの材料	(b)骨材 (2)	(2) 砕石, 砕砂, フェロニッケルスラグ細骨材, 銅スラグ細骨材, 電気炉酸化スラグ骨材, 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分は, 特記による。特記がなければ, Aとする。 なお, 特記によりアルカリシリカ反応性による区分 B の骨材を使用する場合は, 次のいずれかにより, 監督職員の承諾を受ける。	(2) 砕石, 砕砂, フェロニッケルスラグ細骨材, 銅スラグ細骨材, 電気炉酸化スラグ骨材, 再生骨材H, 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分は, 特記による。特記がなければ, Aとする。 なお, 特記によりアルカリシリカ反応性による区分 B の骨材を使用する場合は, 次のいずれかにより, 監督職員の承諾を受ける。ただし, <u>再生骨材Hを使用するコンクリートの場合は(i)とする。</u>																						

53	6	3	2	コンクリートの調合	(1) 調合管理強度及び調合強度 表 6.3.2	表 6.3.2 構造体強度補正值 (S) の標準値		表 6.3.2 構造体強度補正值 (S) の標準値			
						セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)		セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)	
						通ポルトランドセメント 混合セメントのA種	$0 \leq \theta < 8$	$8 \leq \theta$	普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種	$0 \leq \theta < 8$	$8 \leq \theta$
						早強ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 5$	$5 \leq \theta$	早強ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 5$	$5 \leq \theta$
						中庸熟ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 11$	$11 \leq \theta$	中庸熟ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 11$	$11 \leq \theta$
						低熟ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 14$	$14 \leq \theta$	低熟ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 14$	$14 \leq \theta$
						高炉セメントB種	$0 \leq \theta < 13$	$13 \leq \theta$	高炉セメントB種	$0 \leq \theta < 13$	$13 \leq \theta$
						フライアッシュセメントB種	$0 \leq \theta < 9$	$9 \leq \theta$	フライアッシュセメントB種	$0 \leq \theta < 9$	$9 \leq \theta$
						構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3	普通エコセメント	$0 \leq \theta < 6$	$6 \leq \theta$
									構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3
53	6	3	2	コンクリートの調合	(2) 調合条件 (ii)	(ii) 水セメント比の最大値は、普通、早強及び中庸熟ポルトランドセメント並びに混合セメントのA種の場合は65%とし、低熟ポルトランドセメント及び混合セメントのB種の場合は60%とする。		(ii) 水セメント比の最大値は、次による。 ① 普通、早強及び中庸熟ポルトランドセメント並びに混合セメントのA種の場合は65%、低熟ポルトランドセメント及び混合セメントのB種の場合は60%、普通エコセメントの場合は55%とする。 ② 再生骨材Hを使用する場合は60%とする。			
54	6	3	2	コンクリートの調合	(2) 調合条件 (ix) ①	(ix) 計画調合の決定 ① 計画調合は、原則として、試し練りによって定める。ただし、I類コンクリートの場合には、試し練りを省略することができる。		(ix) 計画調合の決定 ① 計画調合は、原則として、試し練りによって定める。ただし、普通エコセメント又は再生骨材Hを使用するコンクリートを除くI類コンクリートの場合には、試し練りを省略することができる。			

61	6.	7	2	湿潤養生		6.7.2 湿潤養生 打込み後のコンクリートは、透水性の小さいせき板による被覆、養生マット又は水密シートによる被覆、散水・噴霧、膜養生剤の塗布等により湿潤養生を行う。その期間は、表 6.7.1 による。	6.7.2 湿潤養生 打込み後のコンクリートは、透水性の小さいせき板による被覆、養生マット又は水密シートによる被覆、散水・噴霧、膜養生剤の塗布等により湿潤養生を行う。その期間は、表 6.7.1 により、セメントの種類が普通エコセメントの場合は特記による。												
64	6	8	5	型枠の存置期間及び取り外し	(b) 型枠の存置期間 (1)	(1) 最小存置期間は、表 6.8.2 及び表 6.8.3 により、コンクリートの材齢又はコンクリートの圧縮強度により定める。 なお、寒冷のため強度の発現が遅れると思われる場合は、コンクリートの圧縮強度により定める。	(1) 最小存置期間は、表 6.8.2 及び表 6.8.3 により、コンクリートの材齢又はコンクリートの圧縮強度により定める。ただし、寒冷のため強度の発現が遅れると思われる場合は、コンクリートの圧縮強度により定める。 なお、セメントの種類が普通エコセメントの場合は特記による。												
66	6	9	2	フレッシュコンクリートの試験	(b) 表 6.9.1 塩化物量の欄 (注) 追加	<p style="text-align: center;">表 6.9.1 フレッシュコンクリートの試験</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験時期及び回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化物量</td> <td>(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。</td> <td>特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m³ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	試験時期及び回数	塩化物量	(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。	特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m ³ ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。	<p style="text-align: center;">表 6.9.1 フレッシュコンクリートの試験</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験時期及び回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化物量</td> <td>(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。(注)</td> <td>特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m³ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	試験時期及び回数	塩化物量	(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。(注)	特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m ³ ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。
試験項目	試験方法	試験時期及び回数																	
塩化物量	(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。	特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m ³ ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。																	
試験項目	試験方法	試験時期及び回数																	
塩化物量	(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の平均値とする。(注)	特記がなければ、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ、150 m ³ ごと及びその端数につき 1 回以上。ただし、最初の測定は、打込み当初とする。																	
<p>(注) 普通エコセメントを使用するコンクリートの塩化物量の試験方法は、(財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における 3 回の測定の前平均値に普通エコセメント中に残存する塩化物イオン量を加えた値とする。</p>																			